○牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について(平成28年12月27日付け28消安第4228号、28消安 第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生畜第1121号及び28生畜第1120号消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全 管理課長、生産局園芸作物課長、技術普及課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び飼料課長)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後

牛ふん堆肥に含まれるクロピラリドが原因と疑われる作物の生育障 害の発生に関しては、「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニト マトの生育障害発生への対応について」(平成17年11月25日付け17生 産第4619号消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生 産局農産振興課長、野菜課長、畜産部畜産企画課長連名通知)により 、生産経営流通部長に対して実態調査の実施、農家への注意喚起等を 、消費・安全部長に対して堆肥製造・販売業者へ注意喚起をお願いし たところです。

また、その後、クロピラリドによる被害軽減対策を確立する目的で 行われた研究の成果として、平成21年に、「飼料及び堆肥に残留する 除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」((独)農業・食品産 業技術総合研究機構畜産草地研究所)が公表され、各都道府県におけ る指導に活用いただいてきたところです。

しかしながら、依然としてクロピラリドが原因と疑われる生育障害 の発生事例が散見されることから、下記のとおり、生育障害発生の防 止及び生育障害が発生した場合の対策のための関係者による取組を強 化することとしますので、貴局管内の各都道府県と協力の上、対応方 お願いします。

クロピラリドについては、家畜や人に対する毒性は低く、また、時

改正前

牛ふん堆肥に含まれるクロピラリドが原因と疑われる作物の生育障 害の発生に関しては、「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニト マトの生育障害発生への対応について」(平成17年11月25日付け17生 産第4619号消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生 産局農産振興課長、野菜課長、畜産部畜産企画課長連名通知)により 、生産経営流通部長に対して実態調査の実施、農家への注意喚起等を 、消費・安全部長に対して堆肥製造・販売業者へ注意喚起をお願いし たところです。

また、その後、クロピラリドによる被害軽減対策を確立する目的で 行われた研究の成果として、平成21年に、「飼料及び堆肥に残留する 除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」((独)農業・食品産 業技術総合研究機構畜産草地研究所)が公表され、各都道府県におけ る指導に活用いただいてきたところです。

しかしながら、依然としてクロピラリドが原因と疑われる生育障害 の発生事例が散見されることから、下記のとおり、被害発生の防止及 び生育障害が発生した場合の対策のための関係者による取組を強化す ることとしますので、貴局管内の各都道府県と協力の上、対応方お願 いします。

クロピラリドについては、家畜や人に対する毒性は低く、また、時 間が経てば家畜の体内から速やかに尿中に排出される(給与後32時間 間が経てば家畜の体内からほとんど排出されるため、輸入粗飼料に残 <u>で90%以上)</u>ため、<u>輸入される飼料に含まれる</u>クロピラリドが原因となって、<u>家畜</u>やその<u>畜産物(肉、乳等)</u>を摂取した人に対して健康被害をもたらすことはないと考えられることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、上記通知は廃止します。

記

1. 基本的考え方

クロピラリドは、国内では農薬として登録されていない(農薬取 締法 (昭和23年法律第82号) 第2条第2項 (同法15条の2第6項に おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく農薬の登録の申請が ない。)。一方で、米国、豪州、カナダ等、飼料の輸入先において幅 広く使用されている難分解性の除草剤の成分であり、輸入飼料(輸 入された粗飼料、穀類及びこれらが加工されたもの(マメ科のもの 等クロピラリドに感受性があるものを除く。) であって、家畜に飼 料として給与されるものをいう。以下同じ。)を給与された牛の排 せつ物又はこれを原料とした堆肥に含まれている可能性がある。堆 肥中のクロピラリド濃度は、給与している飼料の違いから、牛の用 途(肥育牛、乳用牛等)によって異なる傾向があり、肥育牛由来の 堆肥は、乳用牛由来の堆肥に比べて濃度が高い傾向にある。また、 クロピラリドに対する作物の感受性(生育障害の発生のしやすさ) は、作物の種類によってかなりの差がある。(別紙1)なお、これ までの各県からの報告においては、クロピラリドが原因と考えられ る生育障害は、主に育苗中のポット栽培や施設栽培において生じて いる。また、豚ぷん又は鶏ふんのみに由来する堆肥の施用による生 育障害の報告はない。

このため、クロピラリドによる園芸農家<u>・育苗業者</u>等(豆類及びマメ科牧草の栽培農家<u>並びに育苗を行う農家</u>を含む。以下同じ。)の被害の発生を防止するためには、<u>輸入飼料</u>、<u>牛の</u>排せつ物、<u>牛由</u>来の堆肥又は当該堆肥を含む培土を他者に提供する者(販売し、無

<u>留した</u>クロピラリドが原因となって、<u>家畜自身</u>やその<u>畜産物</u>を摂取した人に対して健康被害をもたらすことはないと考えられることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、上記通知は廃止します。

記

1. 基本的考え方

クロピラリドは、国内での農薬登録の実績がない一方で、米国、 豪州、カナダ等、<u>粗飼料</u>の輸入先において幅広く使用されている難 分解性の<u>除草剤</u>であり、<u>輸入粗飼料</u>を給与された<u>家畜の排せつ物や</u> <u>堆肥中に残留しやすい。</u>また、クロピラリドに対する作物の感受性 (生育障害の発生のしやすさ)は、作物の種類によってかなりの差 がある。(別紙1)

このため、クロピラリドによる園芸農家等(豆類及びマメ科牧草の栽培農家を含む。以下同じ。)の被害の発生を防止するためには、クロピラリドが残留する可能性のある粗飼料、家畜排せつ物、堆肥又は培土を他者に提供する者(販売し、無償で譲渡し、又は稲わ

償で譲渡し、又は稲わら等と交換する者を含む。以下同じ。)が、これらにクロピラリドが含まれている可能性がある旨の情報をその提供先と共有し、当該情報を共有した園芸農家・育苗業者等が自ら栽培する作物及び作物の栽培方法を踏まえて、作物に対する影響を必要に応じ適切な方法で確認し、より生育障害を軽減する方法を選択することが重要である。

また、これらの取組を関係者が適切に実施できるようにするとともに、生育障害が発生した場合の対策を円滑に進めるためには、取組内容の現場への周知徹底、発生事例の速やかな報告、原因究明に向けた調査への関係者の協力及び関係者の間での情報の適切な共有が重要である。

これらのことから、<u>輸入飼料</u>を家畜に給与する畜産農家(牛を飼養し、<u>牛の</u>排せつ物又はこれを原料とした堆肥(以下「<u>牛の</u>排せつ物等」という。)を提供する畜産農家に限る。以下同じ。)、<u>輸入飼料を給与した牛の</u>排せつ物に由来する堆肥<u>(以下「牛由来堆肥」という。)の製造業者・販売業者、牛由来</u>堆肥を含む培土の製造業者・販売業者、園芸農家<u>・育苗業者</u>等及び都道府県に対してそれぞれ2から<u>6</u>までの指導を行うとともに、地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)は、7の取組を行うこととする。

なお、<u>飼料関係業者</u>に対しては、別途、関係団体を通じて、<u>輸入</u> <u>飼料</u>中のクロピラリド<u>濃度の</u>低減に努めるとともに、<u>「牛由来堆肥</u> を、感受性の高い作物に施用する場合は留意する必要があること。」 について、輸入飼料及びこれらを原料とする飼料の販売先及び畜産 農家等に<u>周知</u>するよう別添写しのとおり、本通知の発出に併せて指 導することとしているので、申し添える。

2. 畜産農家の取組

地方農政局等の担当部長は、畜産農家に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

ら等と交換する者を含む。以下同じ。)がクロピラリド<u>の残留の</u>可能性がある旨の情報を提供先<u>に確実に伝達すること及び</u>当該情報を受領した園芸農家等が自ら栽培する作物に対する影響を適切な方法で確認することが重要である。

また、これらの取組を関係者が適切に実施できるようにするとともに、生育障害が発生した場合の対策を円滑に進めるためには、取組内容の現場への周知徹底、発生事例の速やかな報告、原因究明に向けた調査への関係者の協力及び関係者の間での情報の適切な共有が重要である。

これらのことから、<u>輸入粗飼料</u>を家畜に給与する畜産農家(牛を飼養し、<u>家畜</u>排せつ物又はこれを原料とした堆肥(以下「<u>家畜</u>排せつ物等」という。)を提供する畜産農家に限る。以下同じ。)、<u>輸入粗飼料を給与された家畜</u>の排せつ物に由来する堆肥<u>又は当該</u>堆肥を含む培土(以下「堆肥等」という。)の製造業者・販売業者、園芸農家等及び都道府県に対してそれぞれ2から<u>5</u>までの指導を行うとともに、地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)は、<u>6</u>の取組を行うこととする。

なお、<u>粗飼料の輸入・販売業者</u>に対しては、別途、関係団体を通じて、<u>輸入粗飼料</u>中のクロピラリド<u>の残留</u>低減に努めるとともに、 <u>クロピラリドの残留が否定できない粗飼料を販売する場合は、クロピラリド残留の可能性がある旨の情報を</u>販売先に確実に伝達するよう別添写しのとおり、本通知の発出に併せて指導することとしているので、申し添える。

2. 畜産農家の取組

地方農政局等の担当部長は、畜産農家に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) <u>牛の</u>排せつ物等の提供先<u>と</u>、「<u>牛には、一般に輸入飼料が給与されているため、牛由来堆肥に</u>はクロピラリドが含まれている可能性があり、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。この</u>ため、園芸作物等(豆類及びマメ科牧草を含む。以下同じ。)への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確実に<u>共有</u>すること。特に、<u>トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物で堆肥及び培土の利用を予定する園芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するものとする。</u>
- (2) それまで取引のない提供先に新たに牛の排せつ物等を供給する 場合のほか、新たに輸入飼料を給与し始めた場合や輸入飼料の購入先を切り替えた場合等、クロピラリドが含まれている可能性に 変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること
- (3) 自ら堆肥を生産している畜産農家が、<u>牛由来</u>堆肥をトマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物を生産する園芸農家<u>・育苗業者</u>等に提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を堆肥の提供先に伝達すること。
- (4) 園芸農家・育苗業者等に提供した<u>牛の</u>排せつ物等によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。

また、当該牛の排せつ物等が原因であると<u>確認され、更に原因となる飼料が特定された場合は、関係する飼料業者</u>に対してその旨を伝達するとともに、<u>輸入飼料</u>中のクロピラリド<u>濃度</u>の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

(1) 輸入粗飼料を購入する際にクロピラリドの残留の可能性がある 旨の情報を受領した場合は、家畜排せつ物等の提供先に対し、「 この家畜排せつ物等はクロピラリドが残留している可能性がある ため、園芸作物等(豆類及びマメ科牧草を含む。以下同じ。)へ の使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によって は使用を控える必要がある」旨の情報を確実に伝達すること。特 に、それまで取引のない園芸農家等に新たに家畜排せつ物等を供 給する場合、新たに輸入粗飼料を給与し始めた場合、輸入粗飼料 の購入先を切り替えた場合等、クロピラリドの残留の可能性に変 化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。

(新設)

- (2) 自ら堆肥を生産している畜産農家が、輸入粗飼料を購入する際 にクロピラリド残留の可能性がある旨の情報を受領した場合であって、堆肥をトマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物を生産する園芸農家等に提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を堆肥の提供先に伝達すること。
- (3) 園芸農家等に提供した<u>家畜</u>排せつ物等によってクロピラリドが 原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道 府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明の ための調査に協力すること。

また、当該家畜排せつ物等が原因であると<u>確認された場合は、</u> <u>粗飼料の輸入・販売業者</u>に対してその旨を伝達するとともに、<u>輸入粗飼料</u>中のクロピラリド<u>の残留量</u>の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

3. 堆肥製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、<u>堆肥</u>製造・販売業者に対し、以下の 取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底す ること。

- (1) 牛由来堆肥の提供先と、「牛には、一般に輸入飼料が給与されているため、牛由来堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピラリドが含まれている可能性がある。このため、園芸作物等への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確実に共有すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物で、堆肥の利用を予定する園芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するものとする。
- (2) それまで取引のない提供元から新たに牛の排せつ物等の提供を 受ける場合のほか、提供元からクロピラリドが含まれている可能 性に変化が生じていることが想定される旨の情報の伝達があった 場合は、十分に留意すること。
- (3) 牛由来堆肥を提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を<u>牛由来堆肥</u>の提供先に伝達すること。
- (4) 園芸農家・育苗業者等に提供した牛由来堆肥によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。また、当該牛由来堆肥が原因であると確認された場合は、原料となった牛の排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を伝達すること。さらに、原料となる飼料が特定された場合は、輸入飼料中のクロピラリド濃度の低減に向けた取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は関係する飼料業者に対しその旨を要請すること。

3. 堆肥等製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、<u>堆肥等</u>製造・販売業者に対し、以下 の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底 すること。

(1) 家畜排せつ物等の提供を受ける際に2の(1) の情報を受領した場合は、堆肥等の提供先に対し、「この堆肥等はクロピラリドが残留している可能性があるため、園芸作物等への使用に当たっては、作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある」旨の情報を確実に伝達すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物での堆肥等の利用を予定する園芸農家等に対しては、確実にこれを伝達するものとする。

- (2) 家畜排せつ物等の提供を受ける際に2の(1)の情報を受領した場合であって、堆肥等を提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を<u>堆肥等</u>の提供先に伝達すること。
- (3) 園芸農家等に提供した<u>堆肥等</u>によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。また、当該<u>堆肥等</u>が原因であると確認された場合は、原料となった<u>家畜</u>排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を伝達する<u>とともに、輸入粗飼料</u>中のクロピラリドの残留量の低減に向けた取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は輸入・販売業者に対しその旨を要請すること。

4. 培土製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、培土製造・販売業者に対し、以下 の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹 底すること。

- (1) 培土の製造に牛由来堆肥を使用している場合は、必要に応じて 原料の配合を変更する等、クロピラリド濃度の低減に努めること
- (2) 培土の提供先と、「牛には、一般に輸入飼料が給与されている ため、牛由来堆肥にはクロピラリドが含まれている可能性があり 、特に肥育牛の排せつ物を多く含む堆肥には、高い濃度でクロピ ラリドが含まれている可能性がある。このため、当該堆肥を含む 培土の園芸作物等への使用に当たっては作物の種類や施用量に留 意し、場合によっては使用を控える必要がある。」旨の情報を確 実に共有すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリ ドによる生育障害が発生しやすい作物で培土の利用を予定する園 芸農家・育苗業者等との間では、確実にこの情報を共有するもの とする。
- (3) それまで取引のない提供元から新たに牛由来堆肥の提供を受ける場合のほか、提供元からクロピラリドが含まれている可能性に変化が生じていることが想定される旨の情報の伝達があった場合は、十分に留意すること。
- (4) 牛由来堆肥を含む培土を提供する前にクロピラリド感受性作物 を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を培土の提供先に 伝達すること。
- (5) 園芸農家・育苗業者等に提供した培土によってクロピラリドが 原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道 府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明の ための調査に協力すること。また、当該培土が原因であると確認 され、さらに原因となる牛由来堆肥が特定された場合は、原料と

なった牛の排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を 伝達すること。また、原料となる飼料が特定された場合には、畜 産農家に対して輸入飼料中のクロピラリドの濃度の低減に向けた 取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は関係する飼料業者に対し その旨を要請すること。

5. 園芸農家・育苗業者等の取組

地方農政局等の担当部長は、園芸農家<u>・育苗業者</u>等に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

(削る。)

(1) 堆肥<u>及び培土</u>の提供を受ける際は、<u>原材料に関する情報</u>を提供 元に確認する<u>とともに、提供元において生物検定を実施している</u> 場合は、その結果の提供を求めること。

特に、堆肥<u>及び培土</u>の購入先を切り替えた場合、堆肥<u>及び培土</u>の購入先から「<u>輸入飼料</u>の購入先を切り替えた。」等の情報の伝達があった場合、堆肥の散布量を増やす場合、栽培する作物の品目・品種を変える場合等、クロピラリドによる<u>生育障害</u>発生の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。

(2)提供を受けた堆肥及び培土に牛由来堆肥が含まれている、又は その可能性があり、かつ、生育障害の発生の可能性がないことを 確認できない場合は、クロピラリド感受性作物を用いた生物検定 を実施するなど、当該堆肥及び培土の利用を予定している園芸作 物等に生育障害が生じるおそれがないことを確認した上で使用す ること。

4. 園芸農家等の取組

地方農政局等の担当部長は、園芸農家等に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 各都道府県の施肥基準等に即し、堆肥の施用量及び施用方法を 適正に守ること。

堆肥等にクロピラリドの残留の可能性がある旨の情報を受領した場合は、堆肥等に対してクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施するなど、当該堆肥等の利用を予定している園芸作物等に生育障害が生ずるおそれがないことを確認した上で堆肥等を使用すること。特に、堆肥等の購入先を切り替えた場合、堆肥等の購入先から「輸入粗飼料の購入先を切り替えた」等の情報伝達があった場合、堆肥の散布量を増やす場合、栽培する作物の品目・品種を変える場合等、クロピラリドによる障害発生の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること

<u>あるいは、生育障害の発生が生じるおそれの少ないイネ科作物</u> や露地栽培のほ場に施用すること。

- (4) 特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやすい作物を施設やポットで栽培する場合は、次による 方法を選択するなど、生育障害を未然に防ぐ取組を実施すること

0

- ① 牛由来堆肥(特に肥育牛由来のもの)以外の他の畜種の堆 肥や原材料に変更するなど、牛由来堆肥の投入量を低減する こと。
- ② 牛由来堆肥を施用する場合は、耕起により土壌とよく混和すること。
- (5) 堆肥<u>及び培土</u>の利用によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを確認した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、堆肥<u>及び培土</u>の提供者に対し、その旨を伝達すること。

また、自らの経営において生産した堆肥<u>及び培土</u>の利用により、生育障害が発生したことを確認した場合であって<u>、原因となる飼料が特定された場合</u>は、関係する飼料業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入飼料中のクロピラリドの濃度の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

6. 都道府県の取組

地方農政局等の担当部長は、都道府県に対し、以下の取組を適切に実施するよう指導を徹底すること。

(1) 園芸作物への被害を軽減するとともに堆肥の流通や使用が円滑 に行われるよう、各地域の堆肥の種類や栽培される作物等や輸入 飼料の利用状況及び家畜の飼養状況を踏まえて、関係者間の情報 共有の推進及び適切な指導を行うこと。 (新設)

(新設)

(3) 堆肥等の利用によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを確認した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、堆肥等の提供者に対し、その旨を伝達すること。

また、自らの経営において生産した堆肥等の利用により、生育障害が発生したことを確認した場合にあっては、<u>粗飼料の輸入・販売業者</u>に対してその旨を伝達するとともに、輸入粗飼料中のクロピラリドの残留量の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

5. 都道府県の取組

地方農政局等の担当部長は、都道府県に対し、以下の取組を適切に実施するよう指導を徹底すること。

(2) 管内の畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者及 (1) 管内の畜産農家、堆肥等製造・販売業者及び園芸農家等に対し び園芸農家・育苗業者等に対し、管内の市町村や農業団体の協力 を得ながら、可能な限り多くの手段(リーフレット、農協の園芸 部会・畜産部会、メールマガジン、インターネット等)を用いて 、それぞれ2から5までの内容の周知徹底を図ること。

また、関係部局で連携の上、管内の各地域における輸入飼料 の利用状況、家畜の飼養状況及び園芸作物等の生産状況等を踏 まえて効率的な周知に努めること。

- (3) 地方農政局等を通じ、(2) の周知活動等の結果を国(農林水 産省生産局農業環境対策課)へ報告すること。
- (4) クロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握 した場合は、別紙2の「クロピラリドによることが疑われる生育 障害発生時対応フロー」に沿って必要な対応を行うこととし、そ の際、特に、以下に留意すること。
 - ① 生物検定又は残留農薬分析の実施前であっても、情報を把握 した段階で可能な限り速やかに、地方農政局等を通じて報告す ること
 - ② 輸入飼料、堆肥及び培土に対する生物検定又は残留農薬分析 を速やかに開始するとともに、別紙3の報告様式に記載の上、 地方農政局等を通じて国へ報告すること。
 - ③ 生物検定又は残留農薬分析の結果を得た場合も、地方農政局 等を通じて国に速やかに報告すること。
 - ④ 原因であると疑われる堆肥及び培土の提供元において原料を 調査するとともに、当該提供元による堆肥及び培土の他の提供 先を特定し、当該堆肥及び培土により生育障害が発生している ことを伝達する。
 - ⑤ 生物検定の結果によりクロピラリドによる生育障害が確認さ れた時点で、被害が広がらないよう堆肥及び培土の提供者を適 切に指導すること。

、管内の市町村や農業団体の協力を得ながら、可能な限り多くの 手段(リーフレット、農協の園芸部会・畜産部会、メールマガジ ン、インターネット等)を用いて、それぞれ2、3及び4の内容 の周知徹底を図ること。

また、関係部局で連携の上、管内の各地域における輸入粗飼料 の利用状況、家畜の飼養状況及び園芸作物等の生産状況等を踏ま えて効率的な周知に努めること。

- (2) 地方農政局等を通じ、(1) の周知活動等の結果を国(農林水 産省生産局農業環境対策課)へ報告すること。
- (3) クロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握 した場合は、別紙2の「クロピラリドによることが疑われる生育 障害発生時対応フロー」に沿って必要な対応を行うこととし、そ の際、特に、以下に留意すること。

- ① 輸入粗飼料、堆肥等に対する生物検定及び残留分析を速やか に開始するとともに、別紙3の報告様式に記載の上、地方農政 局等を通じて国へ報告すること。
- ② 生物検定及び残留分析の結果を得た場合も、地方農政局等を 通じて国に速やかに報告すること。
- ③ 原因であると疑われる堆肥等の提供元において原料を調査す るとともに、当該提供元による堆肥等の他の提供先を特定し、 当該堆肥等により生育障害が発生していることを伝達する。
- ④ 生物検定の結果によりクロピラリドの残留が確認された時点 で、被害が広がらないよう堆肥等の提供者を適切に指導するこ

- ⑥ ④及び⑤の取組を実施する際に、都道府県域を超える場合は 、地方農政局等に対して協力を依頼すること。
- (5)(4)の取組を実施する際は、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」(平成21年(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所)を活用するとともに、畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者及び園芸農家・育苗業者等においても当該マニュアルに沿った適切な対応がなされるよう指導・助言を行うこと。

7. 地方農政局等の取組

地方農政局等は、クロピラリド対策の効果的な実施を図るため、以下の取組を適切に実施すること。

- (1) 局内関係課室長をメンバーとする連絡会議を設置し、関連情報の共有化を徹底すること。また、都道府県に対して指導、情報提供等を行う際は、都道府県の消費・安全部局、作物担当部局、畜産担当部局及び普及担当部局へ等しく、かつ、確実に行うよう配慮すること。
- (2) 都道府県から<u>6</u>の<u>(3)、</u><u>6</u>の<u>(4)</u>の①<u>、6</u>の<u>(4)</u>の②<u>又</u> <u>は6の(4)の③</u>の報告を受けた際に、周知活動や記載事項が十 分でない場合は、適宜、当該都道府県に対して指導や助言を行う こと。
- (3) 都道府県から $\underline{6}$ の $\underline{(4)}$ の $\underline{6}$ の協力依頼を受けた際は、調査、 伝達又は指導がそれぞれ円滑に行われるよう、関係する都道府県 との連絡・調整を行うこと。

- ⑤ ③及び④の取組を実施する際に、都道府県域を超える場合は 、地方農政局等に対して協力を依頼すること。
- (4)(3)の取組を実施する際は、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル」(平成21年(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所)を活用するとともに、畜産農家、<u>堆肥等</u>製造・販売業者及び園芸農家等においても当該マニュアルに沿った適切な対応がなされるよう指導・助言を行うこと。

6. 地方農政局等の取組

地方農政局等は、クロピラリド対策の効果的な実施を図るため、以下の取組を適切に実施すること。

- (1)局内関係課室長をメンバーとする連絡会議を設置し、関連情報の共有化を徹底すること。また、都道府県に対して指導、情報提供等を行う際は、都道府県の消費・安全部局、作物担当部局、畜産担当部局及び普及担当部局へ等しく、かつ、確実に行うよう配慮すること。
- (2) 都道府県から<u>5</u>の<u>(2)、<u>5</u>の<u>(3)</u>の①<u>又は5</u>の<u>(3)</u>の② の報告を受けた際に、周知活動や記載事項が十分でない場合は、 適宜、当該都道府県に対して指導や助言を行うこと。</u>
- (3) 都道府県から<u>5</u>の<u>(3)</u>の<u>⑤</u>の協力依頼を受けた際は、調査、 伝達又は指導がそれぞれ円滑に行われるよう、関係する都道府県 との連絡・調整を行うこと。

附則

この通知は平成29年6月7日から施行する。